

事務連絡
令和8年3月23日

指定障害福祉サービス事業所様

神戸市福祉局監査指導部

前年度実績に基づき算定する加算等に関する
令和8年4月からの体制届の提出方法の変更について(通知)

平素より本市の障害福祉事業にご協力いただきありがとうございます。

令和8年4月以降の体制届の提出について、次のとおり取り扱います。

また、届出後に、不備がある場合や算定要件を満たしていないことが判明した場合は、報酬の返還対象となります。

事業者におかれましては、報酬告示・基準省令等の規定を必ず確認のうえ、体制届をご提出ください。

1 算定する単位数の変更が無い場合の年度当初の届出

(1) 就労移行支援体制加算、就労継続支援B型の基本報酬(平均工賃月額)の届出

※これまで算定する単位数に変更が生じる場合に提出することとしていましたが、令和8年度に予定されている報酬改定に鑑み、単位数の変更がない場合も、就労移行支援体制加算、就労継続支援B型の基本報酬については、年度当初の体制届の提出を必須とします。

※就労移行支援体制加算の届出については、以下のサービス種別が対象です。

- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・生活介護
- ・自立訓練(機能訓練)
- ・自立訓練(生活訓練)

(2) (1)を除く届出

算定する単位数の変更が無い場合、提出不要

※(1)を除く前年度実績に基づき算定する基本報酬・加算について、加算区分等に変更が無ければ、届出は不要ですが、自己点検資料は保存しておいてください。

2 就労移行支援体制加算の注意点

以下の場合、新年度の対象者数を0人として扱います。

- ・体制届の提出がない
- ・対象者数の記載がない

3 就労移行支援体制加算の追加資料の提出

加算の適正化のため、体制届の提出時に以下のデータも提出してください。

- ・就労定着者のデータ（令和8年4月に提出する届出分）
- ・過去3年分の就労定着者データ（令和5年、6年、7年に提出した分）

データは、市ホームページの入力フォームから直接入力して提出してください。

入力フォームは、下記ページ内の「お知らせ」の項目をご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinsin/kasantodoke.html>

4 留意事項

- ・現在、国において、就労継続支援B型の基本報酬区分（平均工賃月額）の見直しが検討されています。この見直しに伴い、令和8年4月の届出様式などが変更される見込みです。国からの発表があり次第、ホームページにて周知します。手続の際は、必ず最新の情報および最新の様式を確認のうえ届け出ください。

神戸市福祉局監査指導部
障害指定担当